様式第６号（第６条関係）

　　　年　　月　　日

原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書

御杖村長　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出人住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出人氏名

下記のとおり、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を届け出ます。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 世帯主 | 住　所 | |  | | | |
| 氏　名 | |  | | 電話番号 |  |
| 被保険者  記号・番号 | | |  | | | |
| 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者 | １ | 氏　名 | |  | | |
| 住　所 | |  | | |
| 個　人　番　号 | |  | | |
| 医療費の支給等の名称 | |  | | |
| ２ | 氏　名 | |  | | |
| 住　所 | |  | | |
| 個　人　番　号 | |  | | |
| 医療費の支給等の名称 | |  | | |
| ３ | 氏　名 | |  | | |
| 住　所 | |  | | |
| 個　人　番　号 | |  | | |
| 医療費の支給等の名称 | |  | | |

※１　原爆一般疾病医療費の支給等の名称は、裏面のとおりです。

　　　該当する医療費の支給等の名称又は裏面の該当番号を記入してください。

　２　原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを明らかにする書類を添付してください。

（様式第６号　裏面）

原爆一般疾病医療費の支給等の名称

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 医療等の名称 |
| １ | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給 |
| ２ | 児童福祉法第１９条の２第１項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第２０条第２項の医療に係る療育の給付又は同法第２１条の５の２９第１項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第２４条の２０第１項（同法第２４条の２４第３項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 |
| ３ | 予防接種法第１６条第１項第１号又は第２項第１号（新型インフルエンザ等対策特別措置法第２８条第５項から第７項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給 |
| ４ | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５８条第１項の自立支援医療費、同法第７０条第１項の療養介護医療費又は同法第７１条第１項の基準該当療養介護医療費の支給 |
| ５ | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３０条第１項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 |
| ６ | 麻薬及び向精神薬取締法第５８条の１７第１項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 |
| ７ | 母子保健法第２０条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 |
| ８ | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第１６条第１項第１号又は第２０条第１項第１号の医療費の支給 |
| ９ | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３７条第１項（同法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）、第３７条の２第１項又は第４４条の３の２第１項（同法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 |
| １０ | 石綿による健康被害の救済に関する法律第４条第１項の医療費の支給 |
| １１ | 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第４条第１号の医療費の支給 |
| １２ | 特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第１２条第１項の定期検査費、同法第１３条第１項の母子感染防止医療費又は同法第１４条第１項の世帯内感染防止医療費の支給 |
| １３ | 難病の患者に対する医療等に関する法律第５条第１項の特定医療費の支給 |
| １４ | 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第３条又は第４条の医療費の支給 |
| １５ | 国民健康保険法施行令第２９条の２第８項の規定による高額療養費の支給特（定疾病給付対象療養） |
| １６ | 児童福祉法第２２条第１項の助産の実施、同法第２７条第１項第３号の措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第２項の指定医療機関への委託措置若しくは同法第３３条の一時保護に係る医療の給付又は児童福祉法施行令第２３条の２第２項第１号の医療の給付若しくは同項第２号の医療に要する費用の支給 |
| １７ | 身体障害者福祉法第１８条第２項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第６項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付 |
| １８ | 昭和４８年４月１７日衛発第２４２号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付 |
| １９ | 昭和５９年４月１０日衛発第２６６号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給 |
| ２０ | 平成元年７月２４日健医発第８９６号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付 |
| ２１ | 平成４年４月３０日環保業第２２７号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給 |
| ２２ | 平成１５年６月６日環保企発第０３０６０６００４号環境事務次官通知「「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費の支給 |
| ２３ | 平成１７年５月２４日環保企発第０５０５２４００１号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給 |
| ２４ | 平成２０年３月３１日健発第０３３１００１号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付 |
| ２５ | 平成３０年６月２７日健発第０６２７号第１号厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による医療費の支給 |